

=資 料=

食品の細菌学的試験法の現状と問題点 (日本食品微生物学会 食品の細菌検査法問題検討委員会報告)

浅尾 努^{*1,†}・河合高生^{*1}・久米田裕子^{*1}・寺本忠司^{*2}
石黒 厚^{*3}・梅迫誠一^{*4}・小笠原 準^{*5}・高須一重^{*6}
美野朋隆^{*7}・日野亮一^{*8}・斎藤利江^{*9}
小崎俊司^{*10}・山本茂貴^{*11}

(*1 大阪府立公衆衛生研究所, *2 (株)ファルコライフサイエンス, *3 (株)ドンク, *4 奈良県桜井保健所,
*5 大阪市立環境科学研究所, *6 (財)日本食品分析センター大阪支所, *7 大阪いずみ市民生活協同組合,

*8 生活協同組合連合会コーポきんき事業連合, *9 日本冷凍食品検査協会,

*10 大阪府立大学, *11 国立医薬品食品衛生研究所)

(受付 平成19年8月28日)

(受理 平成19年9月10日)

The current state and problems of microbiological examination
methods of food (Japanese Society for Food Microbiology:
A report from the working group concerning
microbiological examination methods of food)

Tsutomo ASAOKA,^{*1,†} Takao KAWAI,^{*1} Yuko KUMEDA,^{*1} Tadashi TERAMOTO,^{*2}

Atsushi ISHIGURO,^{*3} Seiichi UMESAKO,^{*4} Jun OGASAWARA,^{*5}

Kazushige TAKASU,^{*6} Tomotaka MINO,^{*7} Ryoichi HINO,^{*8}

Rie SAITO,^{*9} Shunji KOZAKI^{*10} and Shigeki YAMAMOTO^{*11}

(*1 Osaka Prefectural Institute of Public Health, Nakamichi, Higashinari-ku,
Osaka 537-0025; [†] Corresponding author)

(*2 FALCO Life Science, 63-2 Higashi-takeyamachi, Kawabata-higashi-iru,
Higashi-takeyamachi-dori, Sakyo-ku, Kyoto 606-8393)

(*3 Donq Co., Ltd., 5-4 Koyo-cho Nishi, Higashinada-ku,
Kobe, Hyogo 658-0033)

(*4 Nara Prefectural Sakurai Health Center, Ohdono, Sakurai, Nara 633-0062)

(*5 Osaka City Institute of Public Health and Environmental Science,
8-34 Tojo-cho, Tennoji, Osaka 543-0026)

(*6 Japan Food Research Laboratories Osaka Branch, 3-1 Toyotsu-cho,
Suita, Osaka 564-0051)

(*7 Osaka Izumi Cooperative Society Mozuakahata-cho, Kita-ku,
Sakai, Osaka 1-24-1)

(*8 Consumer Cooperative Kinki, 13-9 Nishinakajima, Yudogawa-ku, Osaka 532-0011)

(*9 JAPAN FROZEN FOODS INSPECTION CORPORATION, Minatojimaminamimachi,
Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-0047)

(*10 Osaka Prefecture University, 1-1 Gakuen-cho, Naka-ku, Sakai, Osaka 599-8531)

(*11 National Institute of Health Science, Kamiyoga, Setagaya-ku, Tokyo 158-8510)

† 連絡先

*1 〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-69

1. 食品の細菌検査法問題検討委員会発足の背景

食品衛生検査指針の前書きには、『試験法としての信頼性が高く、しかも調和がとれていることが求められます。また、学問と技術の発展に伴い、迅速かつ適切に改訂されていくことが必要あります。』と書かれている。しかし、実際には大多数の食品の細菌試験法は、改訂が容易ではない食品衛生法の成分規格に組み入れられていて、古い試験法でも告示された当時のままの姿をとどめているものが多い。例えば、昭和27年に告示された氷雪の規格基準や、昭和28年に改訂された乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（いわゆる乳等省令）に記載された試験法がその代表である。平成10年に通知された未殺菌液卵の細菌試験法においてすら、今から50年以上も前に告示された氷雪の試験法に従い実施するように指示されている。最近数多く開発・販売されるようになった発色酵素基質培地が、従来の培養法に比べて大幅な試験時間の短縮が可能であるにもかかわらず、法改正しない限りは細菌学的規格検査に使用できない。

以上の事実に代表されるような閉塞感のある日本の食品細菌試験法の現実と、検査指針に掲げられた『迅速かつ適切に改訂』や『調和がとれていること』というごく常識的な理念との間に大きな隔たりがあるのは明白である。このような状況に対応するため、日本食品微生物学会（理事長 斎藤文一）の組織活動の一環として、検査法担当部会（担当理事 山本茂貴、浅尾 努）が新たに発足し、これに伴い「食品の細菌検査法問題検討委員会」を立ち上げた。この委員会の主たる目的は、日本で実施されている食品の細菌検査に関わる種々の問題点を、官民それぞれの立場から検証することである。平成17年7月に国立医薬品食品衛生研究所において発足した、食品からの微生物検査標準法検討委員会（委員長 山本茂貴）への提言のための役割も視野に入れた組織もある。なお本委員会に関する情報は国立医薬品食品衛生研究所のホームページ (<http://www.nihs.go.jp/index-j.html>) から入手できる。

2. 食品の細菌試験法の現状

昭和40年当時に細菌学的規格検査の対象とされた食品等の区分は30種類（乳等省令だけで23種類）であったが、現在では乳等省令35種類を含めて2倍以上の65種類にも達している。当初の検査対象菌（群）は汚染指標菌に限定されていたが、その後に腸炎ビブリオ、黄色ブドウ球菌を標的とした“指標菌的食中毒菌”的検査や、リストeria モノサイトゲネスを含む食中毒菌を直接検査する方法も加わった。この中にはサルモネラ試験法のように、食品ごとに異なる試験法が次々と無秩序に通知してきたものもある。腸炎ビブリオ試験法では、後述する食肉製品の規格基準の改訂の理念に反し、試験法が成分規格に含まれて告示された。

近年急速に普及したPCR法やそれを応用した機器に

よる遺伝子診断法やイムノクロマト法等が、迅速性に乏しい培養法の補助試験法の一つとして利用されつつある。このような試験項目の増加や、何らかの措置を講じない限り、今後さらに複雑化することが危惧される試験法の記述上の問題は、単に培養器や遺伝子診断等に必要な器具機材の整備のための経済的な負担を強いるだけでなく、検査ミスを誘発する可能性を高める要因の一つにもなりかねない。

グローバル化している食品流通の現状から、日本国内のみならず AOAC International (AOAC), International Organization for Standardization (ISO), U.S. Food and Drug Administration (米国 FDA) のような国際機関の試験法との調和も重要な課題となっているが、残念ながら日本国内においては細菌試験法の基本的な調和がとられていないのが実情であると言わざるをえない。

3. 委員会の活動状況

列挙したような状況に対する危機感から、平成17年9月以降合計5回の「食品の細菌検査法問題検討委員会」を開催した。本委員会の作業として、①AOAC, ISO, 米国 FDA/BAM (Bacterial Analytical Manual) をはじめとした諸外国の細菌試験法に関する情報の収集・解析や、②日本の食品の成分規格の現状分析と整理を開始した。より具体的な問題点として、③最確数測定法や最確数表の問題点、④細菌数測定・算出法の問題点、⑤汚染指標菌試験法の問題点を取り上げており、現在これらの作業は同時並行的に進行している。今まで得られた成果として、乳及び乳製品（乳等省令）や冷凍食品をはじめとする各種食品に対する規格基準・試験法に対応した希釀液、培養温度、培地等を最大限に簡略化した一覧表を作成した。

わが国の食品細菌試験法は積み上げ方式になっているために新旧の試験法が混在しているが、その典型的な例としてサルモネラ試験法を、さらには腸炎ビブリオ試験法の現状とその問題点を第2回食品からの微生物検査標準法検討委員会（平成17年10月25日開催）へ文書をもって提起した。

4. 食品の細菌学的成分規格および試験法一覧表の説明

乳等省令に含まれる35種類の乳製品（表1）、冷凍食品など18の食品等（表2）、比較的新しく告示・通知された食肉製品（表3）、ミネラルウォーター類（表4）、食鳥卵（表5）、および腸炎ビブリオの成分規格に関連する魚介類等（表6）の規格基準と試験法のうち、試験現場で必要な最小限の項目を一覧表にした。筆者らが食品細菌検査の際に、検査ミスをなくす手段の一つとして以前から使用してきた一覧表に追加・修正を加えたものである。手元に常備し、試験法等を確認する資料として使用して頂ければ幸いである。

表2. 食品の細菌学的成分規格および試験法一覧表 (冷凍食品等)

食 品	規 格		培 養		試料の調整	
	細菌数	大腸菌群	E. coli	温度(℃)		
36 冷 無加熱採取 37 冷 加熱後採取 (凍結直前加熱) 38 食 加熱後採取 (凍結直前非加熱) 39 食 生食用冷凍鮮魚介類 ¹⁾ 40 冷 車ゆで(こり) 41 冷 濁ゆで(に)	10万/g以下 10万/g以下 300万/g以下 10万/g以下 10万/g以下	陰性(DS) 陰性(DS) 陰性(EC) 陰性(DS)	/	35±1.0 (PC, DS) 44.5±0.2 (EC)	PC (24±2) DS (20±2) EC (24±2)	25g+225ml (PB)—×10 ↓10ml 90ml (PB)—(×100) 試料原液 培地の数
-42 鮮肉製品 43 魚肉入り製品 44 食肉、鯨肉、魚肉製品に使用する 砂糖、でん粉、香辛料(製造基準)	/	陰性(BGLB)	/	35±1.0	BGLB (48±3)	25g+225ml (SP) 培地の数
-45 水 草	1万/ml以下 ²⁾	/	/	35.0±1.0	PC (48±3) (封泡数) DS (20±2)	5g; up to 100ml (SP)—×20 その20mlを10分間煮沸 40°C以下、短時間で融解 10ml+90ml(S)
-46 生食用かきおろし 生食用かき)	5万/g以下	/	230/100g 以下 (MPN値)	35±1.0 (PC) 44.5±0.2 (EC) (恒温水槽)	PC (24±2) EC (24±2)	(EC 5本法の MPN) (×2; 2ml, ×10; 1ml, ×100; 1ml)×5本 ガス発生管数を計測し, 最確数の係数を10倍 (LB 5本法の MPN) (×1; 10ml, 1ml, 0.1ml)×5本
-47 生食用かきの原料生産海域海水 (加工基準)	/	/	70/100ml 以下	35±1.0	LB (24±2, 48±3)	25g+225ml (PB)—×10 ↓1ml 9ml (PB)—×100
-48 容器包装詰加圧加熱殺菌食品	無菌試験陰性	/	/	35.0±1.0	恒温試験 (35.0± TGС (48±3)	1.0°Cで14日保存) ×100; 1ml×5本
-49 直接食品に接触させて食品を 保存する氷雪	/	陰性 (BTB-LB)	/	35±1.0	BTB-LB (24±2, 48±3)	滅菌蒸留水で洗浄後、室温または 40°C以下の温湯中で融解(原液), ×1; 10ml, 1mlおよび ×10, ×100, ×1,000; 1ml ×1,000まで10倍階段希釈
-50 水 雪	100/ml 以下	陰性 (BTB-LB)	/	35±1.0	BTB-LB (24±2, 48±3)	BTB-LBは同上 ×1, ×10, ×100, ×1,000; 1ml×2枚 ×10; 1ml
-51 清涼飲料水	/	陰性 (BTB-LB)	/	35±1.0	BTB-LB (24±2, 48±3)	同上, 希釀液の規定なし (上も同様)
-52 粉末清涼飲料(乳酸菌不含)	3,000/g以下 ³⁾	陰性 (BTB-LB)	/	35±1.0	PC (24±2) BTB-LB (24±2, 48±3)	含CO ₂ 飲料は脱炭, 希釀液の 規定なし ×10, ×100, ×1,000, ×10; 1ml×2枚 ×100; 1ml
-53 粉末清涼飲料(乳酸菌加)	3,000/g以下 ³⁾	陰性 (BTB-LB)	/	35±1.0	1μg/ml PGK ⁴⁾ 加ブドウ糖 加寒天培地 (24±2) 4%NaCl加BCP (24±2) 細菌数は上記2種類の 培地の菌数の合計	10g; up to 100ml (PB)—×10 ×10,000; 1ml×2枚 ×10,000まで10倍階段希釈 ×100; 1ml

S: 滅菌生理食塩水, PB: 滅菌リソ酸緩衝液, SP: 滅菌ペプトン加生理食塩水, ¹⁾ 腸炎ビプリオの規格および試験法は別途記載, ²⁾ 発酵乳又は乳酸菌飲料を原料にしたものは乳酸菌又は酵母以外の細菌数, ³⁾ 乳酸菌を除いた菌数, ⁴⁾ PGK: ベニシリングカリウム

平成5年の食肉製品の規格基準の改訂に際して、成分規格から微生物規格に係る試験法が削除された。これは『微生物試験について日々新しい試験方法が開発されていることに鑑み、新たに開発される試験方法に柔軟に対応するためである』と説明された。実際に平成10年の殺菌液卵の成分規格が告示された際も、サルモネラ試験法は成分規格から除外された。ところが腸炎ビブリオ試験法の規格基準の一部改正(平成13年6月7日)では、上述の理念に反して告示法として成分規格に含まれてしまった。また昭和38年に通知された「病原性好塙菌食中毒検査要項」に記載された腸炎ビブリオ試験法は今でも効力は失われていないのも奇異である。

一覧表から明白なように、試験法の全体的な問題点としては以下のものが挙げられる。①標準寒天培地の培養温度が、乳等省令では32~35℃と幅があるのに対し、その他の食品では35±1.0℃と厳密に規定されている。ところが、両方の温度条件を満たす温度帯がわずかに異なるため、これらの食品を同一培養器では試験できない。②4種類の希釀液を使い分けて食品乳剤を作製しなければならないが、その一方では希釀液が指定されていない食品もある(番号1~7の牛乳類、26のクリーム、27の乳飲料、49~51の氷雪等と清涼飲料水、60の未殺菌液卵)。このような複雑な希釀液の使い分けは、検査者に無用のストレスを与え、検査ミスを誘発する一因にならないとは限らない。③食品の10倍乳剤を作製する際、ほとんどの場合10g(ml)の食品に希釀液を加えて100mlにするが、アイスクリーム類や氷菓では90mlの希釀液を加えることになっている。冷凍食品では食品25gに希釀液を225ml、カキでは200g以上を採取して等量の希釀液を加えることになっている。④これ以外にも、混釀培養する際の培地の温度は43~45℃に保持すると規定されているが、この温度では培地が凝固してしまうために事実上実施不可能である。

5. 検体の採取と試料原液作製の問題点

上記試験法の前段階として、検体の採取・運搬法も細かく規定されている。検体を秤量し決められた希釀液を加えた後にホモジナイズする方法として、手で振る、細碎する、ストマッカー処理等を行うことが食品ごとに厳密に定められている。これらの作業手順は食品衛生小六法で確認する必要はあるが、代表的なものを抜粋して原文のまま記載した。

5.1 乳及び乳製品

牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム及び乳飲料:容器包装のまま採取するか、又はその成分規格に適合するかしないかを判断できる数量を滅菌採取器具を用いて無菌的に滅菌採取瓶に採る。濃縮乳及び脱脂濃縮乳は約200gを採取する。この場合4度以下の温度で保持し運搬する。検体はその後4時間以内に試験に供しなくてはなら

ない。4時間を超えた場合には、その旨を成績書に付記しなければならない。

濃縮乳及び脱脂濃縮乳にあっては滅菌採取瓶のまま、25回以上よく振り、滅菌スプーンで検体10gを共栓三角フラスコ(栓を除いて重量85g以下で100mlのところにかく線を有するもの)に採り、滅菌生理食塩水を加え100mlとして10倍希釀液をつくり、以下牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリームおよび乳飲料と同様に希釀液をつくる。

5.2 冷凍食品

冷凍したまま容器包装の表面をアルコール綿でよくふき、滅菌した器具を用いて開封し、その内容の全体を細切りした後無作為に25gを無菌的にホモジナイザーに採り、滅菌リン酸緩衝希釀水225mlを加えて細碎する。

5.3 食肉製品、鯨肉製品及び魚肉ねり製品

微生物試験に供する試料の調整は、製品(スライスハム等細切された製品は除く)の切断すべき表面をアルコール綿でよくふいた後、滅菌した器具を用いて無菌的に切断し、その断面の中央部から25gを無菌的に採り試料とする。試料に滅菌ペプトン加生理食塩水225mlを加えて細碎し、試料液とする。

スライスハム等細切された製品にあっては25gを無菌的に切断して採り試料とする。試料に滅菌ペプトン加生理食塩水225mlを加えて細碎し、試料液とする。

これらは食品衛生法の成分規格に記載された試験法の一部であるが、例えば以下のように現実には対応することが困難な記載もある。①食肉・魚肉ねり製品等では25gを中心部から採取するという、他の食品にはない特別な採取法を指定している。中心部から採取しなければならない理由が明確ではなく、しかも平天や竹輪では事実上不可能である。これは実際に問題となった事例である。②現在ほとんどの検査所(室)・研究所で使用しているのはホモジナイザーではなくストマッカーである。③乳および乳製品や氷菓は検体採取後4時間以内に検査することになっているが、実行が困難な場合が多い。④冷凍食品を冷凍したままその全量を細切するのは困難かつ苛酷な作業である。⑤濃縮乳及び脱脂濃縮乳を採取する際に、重量などを厳密に規定した共栓三角フラスコに採取しなければならない理由が明確でない。

6. 混乱しているサルモネラ試験法

既述のような平成5年の食肉製品の規格基準の改訂での方針に従い、平成10年に殺菌液卵の規格基準が告示された際には、サルモネラ試験法は成分規格から除外され別途通知された。しかし、過去の試験法との調和が計られることはなく、それ以外にも2種類のサルモネラ試験法が通知された(表7)。この表で最も注目されるのは、生食用食肉と殺菌液卵のサルモネラ試験法はいずれも平成10年に通知されたにもかかわらず根本的に異なる

液卵の一次増菌等はそれぞれ $35.0 \pm 1.0^{\circ}\text{C}$ と $36 \pm 1^{\circ}\text{C}$ (温度表示法が不統一) で培養することになっているので、わずか 1°C の差であっても、異なる温度設定の培養器が 2 台必要になる。ほとんどの乳製品の試験法の培養温度は $32\sim35^{\circ}\text{C}$ となっているので、乳製品も同時に検査するならば 3 台の培養器が必要になる。このような煩雑さを避けるためにも、新しい試験法を検討する場合には過去の試験法も同時に見直し、必要に応じて ISO のように試験法のキャンセルとリプレイスを明確にすれば検査現場での混乱を防ぐことができると思われる。地方衛生研究所や登録検査機関では告示および通知された試験法に従い SOP を作成し、いわゆる GLP システムで検査を行っている。この現状を十分に留意して、統一性(調和)のある試験法を作成することが必要であると考えられる。より調和のとれた試験法は、GLP に対してよりシンプルに対応が可能であり、結果として、単純な検査ミスをなくすることにも寄与するものと思われる。

最終的には、今までに告示あるいは通知された試験法を個々に見直すのではなく、抜本的かつ系統的に改正することによってのみ、調和のとれた試験検査法が構築できるのではないかと考える。

9. 最後に

本稿では食品の細菌試験法の現状とその現実的な問題点に焦点を絞ったが、根本的には成分規格そのものの妥当性を議論することが重要である。日本の食品衛生法では、腸管系食中毒菌に対する汚染指標菌として大腸菌群と *E. coli* (糞便系大腸菌群) が使用されている。ところが、2006 年から施行されたヨーロッパ連合の食品に対する微生物基準から大腸菌群と糞便系大腸菌群がなくなり、大腸菌と *Enterobacteriaceae* (仮訳: 腸内細菌科菌群) に置き換えられた。これらの指標菌は最終製品(市販食品)ではなく、HACCP 対応可能な製造工程での衛生管理基準に使用されており、市販食品の安全基準には食中毒菌そのものが使用されている。米国でも糞便系大腸菌群の検査頻度は低下しているようである。また、食品の良否を判定する方法として、日本のような単品の抜き取り検査ではなく、ICMSF(国際食品微生物規格委員会)のサンプリングプランに従ったロット検査が実施されている。

このような食品の試験検査法の国際動向を視野に入れながら、日本の食品衛生のあるべき姿を追い求めることは、日本食品微生物学会の重要な課題の一つであると考える。